



ホームページでも配信

# 防災会だより

## 目次

木造住宅の耐震改修補助金制度 ..... 1	お知らせ ..... 4
災害時安否確認のための黄色布について ..... 2	子ども見守り隊の活動開始について、第2回津島ふれあい防災まつりについて、気象庁が発表する防災気象情報が変わります
家庭の防災力アップ（その2） ..... 3	

## 木造住宅の耐震改修補助金制度 ～ 2025年の変更点 ～

住宅の耐震診断の補助金制度については、2回にわたって紹介してきましたが、診断の結果、耐震改修が必要とわかっても、従来の補助金制度では家全体の改修（全体改修）が条件であったため、改修費用の点から改修を断念する事例がありました。2025年7月に「南海トラフ地震防災対策基本計画」が改訂され、全体改修に加えて、部分的な改修や耐震シェルター・防災ベッドの設置についても補助金が受けられるようになりました。今回は、新しくなった耐震改修の補助金制度について紹介します。



耐震改修工事

### 1 補助の条件

木造住宅の耐震診断補助金制度の条件に加えて、以下の条件を満たす場合

- (1) (全体) 耐震改修工事
- (2) 部分耐震改修工事（例；1階の寝室だけの改修等）
- (3) 耐震シェルター設置（部屋の中に木製や鋼製の枠を作り、地震の際に倒壊しない安全な空間を確保するもの）
- (4) 防災ベッド設置（就寝時の地震から身を守るもの）

\*耐震シェルターと防災ベッドについては、東京都の「木造住宅の安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の事例紹介」で選定されたものが補助対象とされています。

### 2 補助金額

全体耐震改修工事	部分耐震改修工事	耐震シェルター・防災ベッド
最大 115万円 補助率 80%	最大 80万円 補助率 50% (高齢者等は、80%)	最大 80万円 補助率 50% (高齢者等は、80%)

### 3 申請受付期間（令和8年度）

令和8年4月13日（月）から令和8年11月30日（月）

ただし、予算がなくなり次第締め切られます。また令和8年度中に事業が完了するものに限られます。

#### 相談・申請先

岡山市都市整備局 住宅・建築部 建築指導課 建築安全推進係

電話：086-803-1445（直通）

耐震シェルター例



防災ベッド例



東京都の「木造住宅の安価で信頼できる「耐震改修工法・装置」の事例紹介」



#### 4 補助金の要件

木造住宅の耐震診断補助金制度の条件に加えて、以下を満たす場合

- (1) 岡山県木造住宅耐震診断マニュアルに則って耐震診断、補強計画の策定を完了したもの
- (2) 耐震診断の結果「倒壊の危険がある。」(上部構造評点が1.0未満)と判定されたもの
- (3) 耐震改修によって耐震基準が「一応倒壊しない。」(上部構造評点が1.0以上)となるもの

なお、耐震シェルター及び防災ベッドについては補強計画の策定は必要ありません。

#### 5 代理受領制度

耐震診断、補強計画及び耐震改修の補助金制度では、代理受領制度が利用できます。代理受領制度は、補助金を岡山市から業者に支払うもので、申請者は補助金を除いた金額を業者に支払えばよいことになります。

#### 6 事前相談

補助金による耐震改修を申請する場合は、必ず事前に建築安全推進係に相談することをお勧めします。

#### 耐震診断補助制度の条件

- ① 岡山市内に存するもの
- ② 一戸建て住宅
- ③ 昭和56年5月31日以前に建築工事に着工したもの
- ④ 構造が以下の工法以外
  - ・丸太組工法
  - ・建築基準法(旧法)第39条の規定に基づく認定工法
- ⑤ 地上階数が2以下のもの

申請書類の必要な方は、防災会にもありますので、ご連絡ください。  
[連絡先：防災会早瀬(250-1736)]



### 災害時安否確認のための黄色布について

このたび、防災会では、災害発生時の安否確認の手段のひとつとして「安否確認用の黄色布」を町内会加入世帯全戸に配布しました。

この「黄色布」は、災害が起こった際に、外から見える場所に掲げることで「この家の住人は無事」というメッセージを伝える目印となります。

#### ■ 目的・効果

- ・「黄色布」が掲げていると住人が無事だとわかるので安否確認作業を効率的に行うことができます。
- ・同様に消防や救助隊は、「黄色布」を掲げていない家に集中することで、迅速な救助につながります。

#### ■ 使い方

- ・家族全員の無事を確認できた場合にのみ掲げてください。
- ・外からよく確認できる場所(玄関先、門扉、郵便受けなど)にしっかりくくりつけてください。

#### ■ 保管場所

・「黄色布」は、いつでも取り出すことができるように、玄関の見えやすい場所等に保管をお願いします。

なお、要支援者については、従来どおり避難支援等を実施していきます。

#### 配布した黄色布



#### 掲示例(郵便受け)



## 家庭の防災力アップ（その2）～ 地震対策(1) ～

### 地震でけがをしないための対策（1）

東京消防庁によると、地震によるけがの約30～50%は、家具類の転倒・落下・移動（以下「転倒等」という。）によるということです。したがって地震でけがをしないためには、家具類の転倒等防止対策に取り組む必要があります。以下では家庭でできる転倒等防止対策を紹介します。すでに対策を講じているご家庭もあるかと思いますが、この機会に再確認をお願いします。

#### （1）家具類の配置を工夫する

家具類の転倒等の防止と聞くと、家具を固定する方法がまず思い浮かびますが、家具類の配置を工夫することで転倒等のリスクを軽減させることも重要な対策です。具体的には、

- ① 収納家具の配置を納戸やクローゼット等に集中させ、居間や寝室等にはできるだけ家具を置かないようにする。
- ② 万が一家具類が倒れてもけがや避難に支障がないように、配置を工夫したり、背の高い家具を置かない、出入り口周辺に転倒等しやすい家具を置かないようにする。（図1）

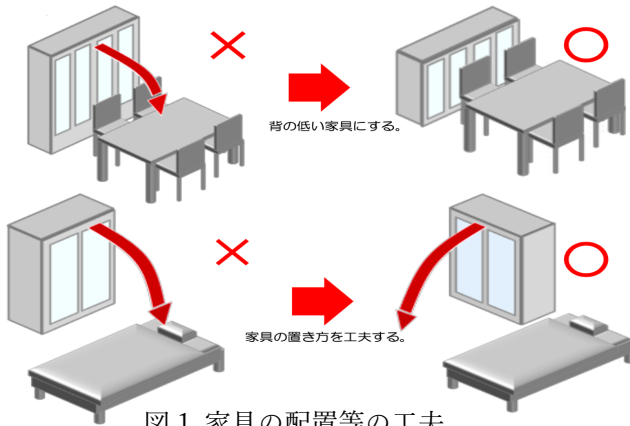


図1 家具の配置等の工夫

#### （2）家具類を固定する

家具類を固定するには、転倒防止器具を使います。よく使われている転倒防止器具には、耐震ポール、耐震マット、耐震ストッパー及びL型金具があります。（製品名は一律ではありません。）

##### ① 耐震ポール

主に背の高い家具類を固定するための器具で、天井と家具の間にポールを設置、このポールが揺れを吸収して転倒等を防止します。冷蔵庫専用のものやテレビ用もあります。天井と家具との間隔によって対応する長さのポールを選びます。

##### ② 耐震マット（粘着マット）

家具等の底辺と床面とを接着して固定するもので、比較的小型のもの（置物、鉢等）や家電製品を固定するのに使用されます。製品には耐荷重（大体1cm<sup>2</sup>当たり1kg）が示されているので、固定するものの重さに応じてマットの大きさや枚数を決めます。

#### 津島福居の想定最大震度

岡山市のハザードマップによると、津島福居の想定最大震度は、**震度6弱**です。

固定されていない家具は**震度5弱以上で転倒等**のおそれが生じ、震度6弱では「**固定していない家具の大半が移動、倒れるものもある**」状態が想定されています。

参考：家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック（東京消防庁）



#### 耐震ポール



設置例（長さ50cm-70cm）

#### 耐震マット



設置例（耐荷重は4枚で36kg）

③ 耐震ストッパー

家具の前側に挟みこみ、壁側に傾斜させることで転倒しにくくするものです。家具の幅全体に挟みこみます。

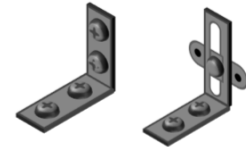
④ L型金具

壁と家具をネジで固定するものです。壁や家具に傷がつくため採用率は高くありませんが、最も効果がある方法です。

①から③は、単体では④に及びませんが、例えば①と③を併用することで、ほぼ同等の効果が期待できるようです。これなら壁や家具を傷つけなくて済みます。



設置例（耐震ストッパー）



L型金具

お知らせ

○ 子ども見守り隊の活動開始について

令和7年度は津島小学校に不審者情報が頻繁に入ったため、町内会役員と津島小学校校長が協議し、11月1日に「子ども見守り隊」を発足させました。隊員数は、町内会役員18名と町内からの申込者4名の合計22名です。

詳細は、以下のとおりです。

1. 不審者情報が小学校に入った場合、校長は町内会長にメールで通知する。町内会長は子ども見守り隊員に一斉メールで集合時間・場所を通知する。
2. 下校時の場合は、津島コミュニティハウスで児童を待ち受け、一緒に下校する。又は要所要所で見守る。

実際に1月下旬に複数回不審者情報があり、1月30日～2月5日まで通学路の3か所で15:00～16:30の間見守りと挨拶運動を行いました。

令和8年度は見守り活動と合わせ、防犯カメラの設置を進めることにしています。

○ 第2回津島ふれあい防災まつりについて

昨年度からはじまった「津島ふれあい防災まつり」（津島学区連合町内会主催）ですが、今年度は、令和8年11月22日（日）午後開催されることになりました。プログラム等の検討はこれからですが、さらに充実した内容が期待されます。

○ 気象庁が発表する防災気象情報が変わります

5月29日（金）から気象庁が発表する防災気象情報の表示が変更されます。新しい気象情報では、下記のとおり気象情報に警戒レベルを付して発表されるようになります。これによって、市町村から発令される避難情報や住民がとるべき避難行動と気象情報の対応がわかりやすくなると考えられます。

	河川氾濫	大雨	土砂災害	高潮
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報
警戒レベル1	早期注意情報			